

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」を削る。

(狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

対照表（狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬月額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第4に掲げる割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第4に掲げる割合を乗じて得た額とする。

対照表（狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

改 正 案	現 行
付 則 (略)	付 則 1 (略) 2 <u>この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</u>

平成28年12月19日 原案否決